

## ・ 利用方法等

### ○ 利用方法等の相談先

お住まいの市町村担当課又は県総合支庁福祉担当課（「申請手続き」の窓口一覧をご覧ください。）  
のうえ、直接お尋ねください。）

### ○ 利用方法

福祉有償運送を利用するには、あらかじめ、利用したい事業所への登録が必要になります。なお、複数の事業者を重ねて登録することも可能です。

各事業所への登録方法やサービス内容・利用料金などは、「事業所一覧」をご覧くださいのうえ、事業を実施している事業所に直接お尋ねください。

### ○ 利用料金

利用料（対価）については、各事業所が運営協議会の合意を得て、タクシー料金の半額を目安に設定しています。

料金の体系については、距離制・時間制・定額制など、様々設定できることになっています。

利用料、料金の体系などについては、事業所により異なりますので、「事業所一覧」をご覧くださいのうえ、各事業所に直接お尋ねください。

### ○ 事業所の活動状況等（コラム）

福祉有償運送 ～年齢・障がいの有無にかかわらず誰もが外出できる社会を目指して～

外出や移動困難な人々は、どれくらいいるのでしょうか。一説によると、人口の1%とされています。しかし、東京や大阪、名古屋等の都会と山形県を同一基準で見るとは出来ません。

山形県の場合、高齢化率が26.4%（全国第6位）、夫婦共働き率39%（全国第3位）、三世帯同居率が24.9%（全国平均8.6%）であることから、想定できる山形県の平均的モデル家庭は、父母、子ども夫婦、孫で構成されていると思われます。しかも、1世帯当たりの自家用車普及率が2.33台（全国第2位）であることから、子ども夫婦がそれぞれ1台ずつの自家用車で仕事に向かってしまうと残っているのは、高齢の父母だけとなってしまいます。

父母は、高齢に伴い定期的通院が必要とする人も少なくないうえ、加えて、障がいを持つ人もいます。

このような状況の中で、43の事業所が、県内各地で主に高齢者や障がい者、人工透析患者の通院や買い物、コンサートへの外出、通学の送迎などのお手伝いをしています。

また、これらの団体の活動を支援するとともに、運転者のサービスレベル向上のための講習会の開催等を実施し、移動困難者の外出を側面から応援しているのが「やまがた福祉移動サービスネットワーク」です。

